

長浜市人権尊重審議会（平成28年度 第1回）要点録

開催日時	平成28年6月27日（月）午後2時～午後3時40分
開催場所	長浜市役所本庁舎 4-B会議室
出席委員	真山委員、富永委員、柴田委員、小倉委員、玉樹委員、野田委員、平井委員、中橋委員（8人）
欠席委員	荒木委員、鳶津委員、清水委員、中村委員（4人）
事務局	人権施策推進課職員 4人

1. 開会

【事務局】

定刻になりましたので、はじめさせていただきます。本日は、お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、平成28年度第1回「長浜市人権尊重審議会」を開催いたします。開会に先立ちまして、「長浜市人権尊重都市宣言」のご唱和をお願いいたします。

<長浜市人権尊重都市宣言 唱和>

では、開会にあたりまして人権施策推進課次長からごあいさつ申し上げます。

【次 長】

本日、今年度 第1回「長浜市人権尊重審議会」を開催させていただきましたところ、委員の皆様には、梅雨の蒸し暑い中、また、何かとご多用の中を、お集まりいただき誠にありがとうございます。

皆様は、本年の9月30日までが委員の任期となっており、2年間の任期において、今回が最期の審議会となります。どうぞよろしく申し上げます。

本日の議事内容につきましては、例年お願いしております、「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理に加えまして、昨年度末に、人権や男女共同参画に関する職員の意識調査を行いましたので、その報告について。また、昨年度末に市民の方から要望のあった、LGBTのことについて、申請書等への性別記載の問題ですとか、それに関する条例制定に向けての話も出てきましたので、長浜市として今後どのように取り組みをしていけばよいか、そのあたりについて審議をお願いしたいと思います。本日はお忙しい中ではありますが、よろしくようお願い申し上げます。

【事務局】

本日の審議会は、8名の委員の皆様にご出席をいただいております。

なお都合により、荒木委員、鳶津委員、清水委員、中村委員はご欠席です。過半数のご出席をいただきましたので、この審議会が成立しましたことをご報告いたします。

続きまして、今回、新たに委員となられた方をご紹介します。委員名簿を3ページに記載しておりますので、ご覧ください。

「長浜市小・中校長会」からご推薦いただいております、谷口 国夫さん、「長浜市人権擁護委員協議会」からご推薦いただいていた、前田 洋子さん、の両名がご退任されましたので、今回 新

たに、小倉 雅文さん、玉樹 たまきさん、の両名をご推薦いただき、委員に加わっていただきました。任期は、平成28年9月30日までとなっております。今後、ご指導いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。次長より委嘱状をお渡しいたします。

〈小倉 雅文さん、玉樹 たまきさん 両名に委嘱状を交付〉

さて、続きまして、議題に入る前に、本日の会議について申し上げます。

この審議会では、会議の公開等に関する方針を定めております。本日の会議についても、公開させていただくことで、ご異議はございませんか。

〈異議なし〉

【事務局】

ありがとうございます。本日、傍聴者はございませんでしたので、ご報告申し上げます。それでは、ここから議事に入りたいと思います。真山会長、よろしくお願いします。

【会 長】

皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。この会議から、小倉委員、玉樹委員にも加わっていただきますが、今日の議題にもありますように、長浜市での人権施策の取り組みと、その進捗状況についてご検討いただくことが、この審議会の恒常的な役目となります。またそれ以外にも人権に関わるいろんなご意見をいただいて、長浜市の人権施策に反映させるため、本日も忌憚のないいろんなご意見、立場、経験からのアドバイスをいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

2. 議事

第1号 「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について（報告）

【会 長】

それでは、次第に従いまして、順次議事を進めてまいりたいと思います。最初は、議事第1号「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

- ・人権尊重審議会の体制について説明（議案1の前の補足）
- ・様式1『すべての部署』の設問・回答結果について
 - ※昨年度と比較して、変化があった箇所について説明
- ・様式2『各課での実施事業』の評価結果について
 - ※総合評価で“C評価”となったものについて説明

【会 長】

ただいまの事務局の説明に対して、ご意見・ご質問などございましたら、よろしくお願ひいたします。

【委 員】

見直しシートには「犯罪被害者とその家族の人権をテーマにした地域学習会の実施率」の目標指数が“5%”と書いてありますが、別資料には、平成27年度の目標値が“2%”と書いてあります。どういふことでしょうか。

【事務局】

平成27年度の単年度目標は2%としており、最終的に、5%まで引き上げていきたいといふことです。

【委 員】

見直しシートに記載のある「外国人の人権をテーマにした地域学習会の実施」においては、外国人の方も参加されているのですか。

【事務局】

非常に難しいところで、外国人の方を対象とする場合と、外国人を相手にする日本人の方を対象とする場合とで、啓発内容が異なってきますので、一律には扱えないことがあります。

人権の取り組みとしては、「外国人に対する偏見の解消」が目標ですので、そちらに軸足をおいて考えています。逆に、外国人の方を対象にしたものについては、他部署で所管している部分もあり、そちらの出前講座で実施されています。

【委 員】

総合評価における“C評価”は、目標の50%~90%ということですが、“B評価”の、ほぼ目標達成といふのは、どの程度のことですか。

【事務局】

目標の90%~100%の間です。

【委 員】

90%に満たないものは“C評価”ですか。

【事務局】

そうです。

【委 員】

“C評価”の中でも、目標達成には困難を極めると、思えるものはありますか。

【事務局】

分野別施策の中で、特に困難だと思うのは、「患者の人権」、「犯罪被害者とその家族の人権」です。比較的関心がまだそこまで達していないのか、という感じは否めませんが、かといって取り組みをしなくてよいわけではないので、啓発をしていかなければと考えています。

【委員】

病院のスタッフは「患者」と接する部分がありますが、「犯罪被害者とその家族の人権」という分野は、日ごろ私たちが、直接接することが少ない分野であり、難しいというのはよくわかります。今後は、どのように取り組んでいくのがよいのでしょうか。

【事務局】

国においては、「患者の人権」として、HIVやハンセン病患者について、強力に取り組んでいますが、特にこの2つにこだわらず、感染症や薬害などで不自由な生活を送っている方がおられる、そういうところから学習に入るほうが身近に思えるのではないかと考えています。また、「犯罪被害者とその家族の人権」については、県にサポートセンターがありますので、そちらに協力いただいて講演会をしてもらう、といったことを考えています。

【委員】

ハンセン病は施設も開放されて皆が自由に出入りできるようになり、民生委員としても研修に行きました。そういう面では、関心をもつようになってきたと感じています。

【委員】

地域学習会の参加人数の目標が12,000人で、平成27年度の実績が9,961人ということですが、自治会での開催率はどの程度ですか。

【事務局】

わずかですが、開催自治会数は増えておりまして、平成27年度は全425自治会中、未実施だったのは2つの自治会です。平成26年度は未実施が4自治会だったので、2自治会増えました。自治会において開催できない理由ですが、働きかけはしているのですが、半数以上が外国籍であるなど、自治会運営自体が困難であるところもあります。こういったところは、まずは、自治会で話し合えるような場を作ってあげないと、いきなり人権学習会は難しいと考えておりますが、そういうことも含めて働きかけていきたいと思えます。

【委員】

自治会での人権学習会実施率は、何パーセントになりますか。

【事務局】

99%です。

【委員】

ほぼ全ての自治会で実施していただいていますね。ただ、人数がなかなか増えませんね。しか

し地道にやっていかないと仕方ないと思います。

【会 長】

進捗管理についてまとめていただいた資料としてはこのとおりですが、今後の指標の見直しについては、あまりころころと指標を替えてしまうのは良くないですが、より良い指標があるとか、あるいは、実態がうまく把握できない指標があるということなら、そこを検討見直ししていただければと思います。

公表については、まだ検討中とのことですが、ホームページ等に一覧表をそのまま掲載しても、よくわからないところがあると思います。ですので、基礎資料として、根拠データをPDFか何かで見られるようにした上で、説明と概略を公表する形でよいと思います。

では、進捗状況に関して、特に問題点や、早急に改善する点はございませんか

<意見無し>

それでは、ご報告いただいた、議事第1号の「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理について、この資料のとおりで承認してよろしいですか。

<はい（異議なし）>

第2号 人権啓発・男女共同参画に関する職員意識調査について（報告）

【会 長】

それでは、議事第2号 人権啓発・男女共同参画に関する職員意識調査について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

職員意識調査の内容と結果を説明

【会 長】

ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。

【委 員】

職員に対し、こういった意識調査というのはよくされるのですか。

【事務局】

実はほとんどありません。人権に対する意識調査は今回が初めてであるため、比較するデータがなく、今後、調査を継続していくと、効果なども検証できると思います。

【委 員】

回答率が48.3%ということで、2人に1人の回答率になりますが、他の意識調査と比較して回答率が低いのかな、ということが気になりました。

【事務局】

設問自体が多かったこともあると思いますが、回答率自体をあげていく検討も必要かと思えます。

【委員】

以前、別の調査で「現在何パーセントの回答率です」、といった状況を伝えるものがあったように思います。そういうやり方をすると回答率が上がるのではないのでしょうか。回答率が確かに低いと思います。

【事務局】

実施する時期についても考えた方がよいのかもしれませんが。

【会長】

確かに回答率は低いです。所属によって回答率にばらつきがあるのは少し問題かと思えます。回答数が531あるので、統計学的にはいい数値になるのですが、回答課にばらつきがあるので、必ずしも正確とは言えないかもしれません。あと、身体的接触で6人が職場でストレスを感じる、と回答していますが、これはセクハラになるのではないですか。

【事務局】

あくまでも意識調査ということですが、この6人という数字も無視できません。

ただし、誰がこの回答をしたのかまでは特定できないので、「相談してください」という呼びかけ、相談機関の周知しかできないのですが、調査結果がゼロではないということを確認しておかなければならないと思っています。

【委員】

新庁舎になり、各課ごとの壁の仕切りがなくなって、市民は以前よりも入りやすくなりましたが、以前の庁舎と比べて職員はどう思いますか。職員同士で話がしやすい状態であれば、ストレスも減るのでは、と思うのですが。

【事務局】

一長一短ですが、今のオープンフロアですと、深刻な相談は非常に受けにくいです。電話で話していることも周りに聞こえてしまう、という点ではとても気を使います。しかし、来庁される方には、アクセスは良くなったと思います。

【委員】

今の庁舎では笑い声がしなくなったように思います。多少笑い声があっても良いのではないかと思います。

【事務局】

仕事には緊張感も必要ですし、オープンフロアーにすることで、職員が緊張感を持ちやすい環境になっているのだと思います。ただ、ずっと緊張した状態ではなく、息抜きできる場も必要だと思います。

今は、非常に業務が多く、さらに複雑化しており、職場で話す機会はむしろ多くなっていると思います。

【会 長】

今回、初めての試みで調査されましたので、1回だけの調査結果では、すべての結論が出せるわけではなく、比較するデータもありませんので、なんとも言えない部分もありますが、多くの職員が人権について、今、一般的に言われているような感覚を持っているのだと思います。しかしごく一部の人が、伝統的な意識を持った人がいるということで、そういった人が組織の中に一定数いるのは、ある意味当然かもしれないです。ただ、個人的にそういう価値観をもっているも、職務の中でちゃんと理解して仕事をしてもらえればよいのですが。大多数の職員は人権について、知識レベルなのかもしれないですが、理解しているという結果ができました。今後こういう調査結果を何らかの形で活用し、また、比較あるいは形状変化など確認、進めていただければと思います。

では、以上、この内容について報告を受けたということによろしいか。

<はい（異議なし）>

第3号 『性別記載』の取り組みについて

【会 長】

それでは、議事第3号 『性別記載』の取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

性別記載の取り組みについて説明

【会 長】

ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見・ご質問などございましたら、お願いいたします。

【委 員】

長浜市において、文書法規に性別記入欄のある申請書・様式が174種あるということですが、この中でも、本当は性別記載が必要でないものがいくつかあると思います。まずは、そのあたりから取り組んで、徐々に広げていくのが良いのでは、と思います。そうしたほうが、皆も理解しやすいと思います。また、職員の意識調査の結果において「男女以外の選択肢について理解できる」という回答が一定数あることから、そのあたりを踏まえても取り組みをしていけるのではないかと思います。

【事務局】

様式の中には、施設の使用届に性別記載が義務付けられているものもあります。こういったものについては、必要ないのではないか、と思います。

【委員】

以前からの様式がずっとそのまま、検討されずに残っているのでしょうか。この機会に検討して、明らかに性別記載が不要というものは、省いていってもらえればと思います。

【委員】

パートナーシップ証明、宣誓というのは、簡単に言えば、婚姻届の別の形態ということでしょうか。

【事務局】

そうですね。ただ、婚姻届は戸籍を変更しますが、他市で定められたこれらの条例等では、戸籍を変更することはありません。証明などをするだけです。

【委員】

証明により、家庭を持ったということで、男女の家庭と、同姓同士の家庭とは社会的に同じ扱いがされるということですか。子どもと養子縁組をしたら、その子どもも含めてひとつの家庭としてみなしていくことにつながるものですか。

【事務局】

養子縁組は戸籍を変更するので戸籍法の適用を受けますが、同姓婚は戸籍法の適用を受けないため事実婚の状態になります。戸籍上は他人の同居ということになります。いろんなところで法的整備が進んでいない状況にあります。

【委員】

たまに、民生委員に対し事実婚であるかどうかの証明を求められることがあり、事実婚という判断は難しいです。

【会長】

長浜市としては、申請書・届出書において、性別記載を削除できるものは削除していくというのが当面の方針で、パートナーシップ証明等までは考えていないということですか。

【事務局】

そうです。

【会長】

届出書や申請書は、性別欄に限らず、できるだけ最小限の情報の記入で済むのが一番良いです。省ける部分は省いていってもらうことは問題ないと思います。特に性別欄となると、市の考え方

といった一定の意図がみてとれると思います。その方向性については、委員の皆さんいかがでしょうか。

【委員】

まずは、取り組みやすいところから一歩ずつはじめていったほうがよいでしょう。

【委員】

生物的に「男性・女性」という面と、精神的に「男性・女性」という面、問題によっては、男性・女性に関係なく、“人”として考えるべきなど、かなり多様性が出てきたように思います。

【事務局】

来年度に、市民への意識調査を予定していますが、設問の方法も良く考えないといけません。

【会長】

割合からして、長浜市民への意識調査については、職員への意識調査の結果と似たような結果になるのでは、と思いますが、性別欄を省くくらいだとそんなに反発は出ないでしょう。しかし、それ以上のところに踏み込むと市民から反対意見が出る可能性もあるでしょう。まず第一段階としては、市の申請書・届出書の見直しから入るという方針で行くことに対し、皆さんいかがでしょうか。

<異議なし>

【会長】

では、この取り組みについては、審議会として承認したものとします。以上で、予定されている議事は終了しました。何か他に意見等がありますか。

<意見無し>

それでは事務局にお返しします。

3. その他 連絡事項等

【事務局】

真山会長、ありがとうございました。また、委員の皆さんにも貴重なご意見をいただきありがとうございました。それでは、事務局からその他報告事項としまして『平成28年度 長浜市じんけん連続講座』および、『平成28年度 人権啓発活性化(ミニフェスタ)事業』ならびに、『平成28年度の主な取り組み』について、ご説明させていただきます。

【事務局】

事務局より以下の内容を説明

- 平成28年度 長浜市じんけん連続講座
- 平成28年度 人権啓発活性化(ミニフェスタ)事業
- 平成28年度の主な取り組み

【事務局】

ただいまの説明に限らず、せっかくの機会ですので、人権施策に関することも含めて、ご意見・ご質問等ございませんか。

<意見無し>

4. 閉 会

【事務局】

本日は、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。皆さまからいただきましたご意見をもとに、「長浜市人権尊重と男女共同参画推進本部員会議」に諮るとともに、事務局でも協議を深めていきたいと思えます。次回の審議会は、来年1～2月頃を予定しております。よろしく願いいたします。それでは、以上をもちまして長浜市人権尊重審議会を閉じさせていただきます。本日はありがとうございました。